

地域保健課

Ⅲ 地域保健課の業務概要

生涯にわたる健康づくりを推進するため、保健師等看護職の資質向上、母子保健、成人・老人保健、自殺予防、地域・職域連携推進、栄養改善、歯科保健、精神保健福祉、市町支援に関する業務を関係機関と連携しながら行っている。

1 保健師関係指導事業

保健師は、地域保健課・健康生活支援課・鴨川地域保健センターに配属され、各種保健指導業務の他、地域の健康危機における保健活動を推進している。

また、管内の看護管理者研修会及び統括的立場にある保健師の連絡会を開催し、管内の健康課題や対策について共有を図るとともに、管内保健師業務連絡研究会等により従事者の資質の向上を図っている。

(1) 管内概況

令和3年度の管内保健師の就業数は保健所に12名（副センター長2名、地域保健課2名、健康生活支援課4名、鴨川地域保健センター4名）、市町45名の計57名であった。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和3年4月1日現在）

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和元年度	56	13	29	7	4	3
令和2年度	58	12	33	7	3	3
令和3年度	57	12	31	9	1	4
館山市	15	—	12	0	0	3
鴨川市	10	—	6	2	1	1
南房総市	16	—	12	4	0	0
鋸南町	4	—	1	3	0	0

(2) 保健所保健師活動

保健師は地域保健課・健康生活支援課・鴨川地域保健センターに所属し、必要に応じ連携しながら保健師活動を展開している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和4年3月31日現在）

(単位：件)

種別	区分		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
	家庭訪問		面 接		電 話	メー ル	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総 数	34	59	444	489	18,529	12	47
感 染 症	11	23	5	7	15,870	11	9
結 核	8	10	27	50	251	1	2
精 神 障 害	0	1	0	0	4	0	0
長 期 療 養 児	1	1	31	33	13	0	3
難 病	14	24	368	373	157	0	33
生 活 習 慣 病	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 疾 病	0	0	4	11	3	0	0
妊 産 婦	0	0	0	0	0	0	0
低 出 生 体 重 児	0	0	0	0	0	0	0
（ 未 熟 児 ）	0	0	0	0	0	0	0
乳 幼 児	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	9	15	2,231	0	0
訪 問 延 世 帯 数	34	59					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催		

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
4月9日(金)	令和3年度現任教育体制、研修計画、活動計画他	9名
10月26日(火)	健康危機、新型コロナ感染症対策業務他、担当事業の計画変更	8名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催	

(4) 管内看護管理者研修会

表1-(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催	

2 母子保健事業

母子保健法の改正により、平成9年度から住民に身近な一次的なサービスは市町村に一元化され、保健所は専門的・技術的なサービスを担っている。

思春期相談や、特定不妊治療費及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度の窓口を担当している。

その他、管内市町の特定妊産婦支援のための医療機関における相談窓口の整備や市町が主催する要保護児童対策地域協議会実務者会議への協力、並びに母子保健推進協議会を開催している。

(1) 母子保健推進協議会

母子保健分野における広域的な健康課題について、教育庁、児童相談所他、管内市町、医師、歯科医師、助産師、看護師、栄養士、保育士、小・中学校長、住民の代表から構成される協議会を開催し、保健、医療、福祉施策の効果的な推進に向けた体制づくりを進めている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染流行により、会議は中止することとなったが、既存の統計データを活用し妊娠期から子育て期に渡る健康状況について情報発信した。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
—	20名	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催

(2) 母子保健従事者研修会

母子保健に従事する者の資質向上を目的とし研修会を実施しているが、新型コロナウイルス感染流行拡大に伴い未開催。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
—	—	—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

母子保健事業に関する情報交換及び、課題抽出を目的に市町担当者と母子保健担当者会議を開催していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催。

表2－(3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
—	—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条の規定により医療機関から届出のあったものを記載。

なお、件数は届出医療機関別であり管外住所分も含まれる。

表2- (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和元 年度	令和2 年度	令和3年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 以 上 24 歳 未 満	25 歳 以 上 29 歳 未 満	30 歳 以 上 34 歳 未 満	35 歳 以 上 39 歳 未 満	40 歳 以 上 44 歳 未 満	45 歳 以 上 49 歳 未 満	50 歳 以 上	不 詳
総 数	78	79	53	3	9	9	8	10	13	1	-	-
満7週以前	31	32	17	-	1	2	4	3	6	1	-	-
満8週～満11週	42	38	30	3	7	5	4	7	4	-	-	-
満12週～満15週	1	2	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-
満16週～満19週	2	4	3	-	1	1	-	-	1	-	-	-
満20週～満21週	2	3	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の対象者に千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき経費の一部を助成する。

表2－(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和元年度	42	62	19	19	(0)	24
令和2年度	47	68	21	24	(0)	23
令和3年度	63	117	25	42	(0)	50
館山市	26	46	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 ()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
鴨川市	16	32				
南房総市	17	35				
鋸南町	4	4				

(6) 不妊・不育相談事業

表2－(6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内 容	対 象	参加者数
実施なし	—	—	—

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度事業では、18歳未満（継続20歳未満：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた受給者証等の有効期限の延長により20歳未満から21歳未満に延長）の小児慢性特定疾患患者42人に対して、治療を給付した。

令和3年度は、令和2年度と比較して受給者が減少した。

表2－(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）

(単位：件)

疾患名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町
総数	53	58	42	18	10	12	2
1 悪性新生物	11	12	11	6	3	2	-
2 慢性腎疾患	8	8	3	1	-	2	-
3 慢性呼吸器疾患	-	-	1	-	-	1	-
4 慢性心疾患	7	8	3	-	2	1	-
5 内分泌疾患	6	7	5	4	1	-	-
6 膠原病	3	3	2	-	1	1	-
7 糖尿病	6	6	5	2	-	2	1
8 先天性代謝異常	-	-	-	-	-	-	-
9 血液疾患	-	-	-	-	-	-	-
10 免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-
11 神経・筋疾患	4	4	3	1	1	1	-
12 慢性消化器疾患	7	9	8	4	2	1	1
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	1	1	-	-	1	-
14 皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-
15 骨系統疾患	-	-	-	-	-	-	-
16 脈管系統疾患	-	-	-	-	-	-	-

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
—	—	—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2-(8)-イ 療育相談指導内容 (単位:人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談 者 数 (延)	—	—	—
家 庭 看 護 指 導	—	—	—
食 事 ・ 栄 養 指 導	—	—	—
歯 科 保 健 指 導	—	—	—
福 祉 制 度 の 紹 介	—	—	—
精 神 的 支 援	—	—	—
学 校 と の 連 絡	—	—	—
家 族 会 等 の 紹 介	—	—	—
そ の 他	—	—	—

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2-(8)-ウ 訪問指導事業実施状況 (疾患別) (単位:件)

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	1	—	1
18トリソミー症候群	1	—	—
気道狭窄	—	—	1

エ 窓口相談事業

表2-(8)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談 者 数 (延)	52	6	34
申 請 等	52	5	31
医 療	—	1	—
家 庭 看 護	—	—	1
福 祉 制 度	—	—	—
就 労	—	—	—
就 学	—	—	2
食 事 ・ 栄 養	—	—	—
歯 科	—	—	—
そ の 他	—	—	—

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—

(9) 療育の給付制度

療育医療（児童福祉法第21条の9）は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付と、学用品や日用品の支給を行うもので、令和3年度の申請はなかった。

(10) 思春期保健相談事業

不登校・ひきこもり等の悩みを持つ思春期の児童やその家族を対象に、臨床心理士や臨床発達心理士による個別相談を実施した。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
—	—	—	—

表2-(10)-ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催回数	相談件数	対象者	内 容
令和元年度	11	19	22	思春期に関する問題を抱えた本人や家族及び学校職員等を対象に臨床心理士や臨床発達心理士が個別相談
令和2年度	8	12	22	
令和3年度	12	26	41	

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年4月24日成立)に基づき、一時金に関する請求受付及び相談を行っている。

表2-(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数(保健所受付分)

区分 年度	請求受付件数	相談件数(延べ)		
		電話等相談	来所相談	計
令和元年度	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(12) その他会議や連絡会等

特になし

(13) その他相談

特になし

3 成人・老人保健事業

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設9施設・訪問看護ステーション19施設がある。

(地域資料編に記載のとおり)

(2) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表3- (2) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
—	—	—

(3) その他のがん対策事業

該当なし

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

健康教育、健康相談を実施し、生涯を通じて一人ひとりが、年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理ができるよう支援を行った。

(1) 健康相談事業

身体的・精神的悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象としている。

表4－(1) 健康相談実施状況（電話）

(単位：件)

年度 \ 区分	男	女	総数
令和元年度	13	9	22
令和2年度	4	3	7
令和3年度	6	7	13

5 総合的な自殺対策推進事業

令和3年度は、啓発活動、各種相談窓口の周知、精神保健福祉相談等を行った。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名称	実施年月日	参加者数・職種	内容
—	—	—	—

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名称	実施年月日	参加者数・職種	内容
—	—	—	—

6 地域・職域連携推進事業

「健康ちば21（第2次）」を推進するために管内の地域保健と職域保健が連携し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図ることを目的に、「安房保健所地域・職域連携推進協議会」を開催している。

平成28年度から「よりよい生活習慣に向けた取り組み～よい睡眠でこころもからだも健康に～」をテーマに、地域の健康課題を共通認識し、健康課題である睡眠対策に取り組み、令和3年度は最終評価を実施した。

表6－（1）安房保健所地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和4年3月18～31日 (書面開催)	23	報告事項 (1) 事業実施報告について (2) 最終評価について 議事 (1) 次期テーマについて (2) 安房保健所地域・職域連携推進協議会運営要領の一部改正について (3) その他

表6－（2）安房保健所地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年12月15日 ～令和4年1月14日 (書面開催)	14	(1) 数値目標に対する評価方法について (2) 共同事業について (3) 次年度以降の管内のテーマについて (4) その他

表6－（3）共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和3年12月3日～ ～令和4年1月7日 令和4年2月 令和4年3月末 随時	・睡眠に関する実態調査 ・保健所だより掲載 ・地域新聞掲載 ・普及啓発（啓発リーフレット等の配布）

7 栄養改善事業

広域的・専門的な知識と技術を活かした栄養指導や給食施設管理者・従事者への研修会の実施、栄養改善関係団体の育成を通し、健康づくりの支援と取組強化を図った。

また、地域における栄養改善事業を効果的に推進するため、管内行政栄養士業務連絡研究会を開催し、管内市町との連携体制づくりに努めた。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の疾病を予防し健康を保持増進させるため、あらゆる機会をとらえ健康ちば21（第2次）の普及・推進を図り生活習慣病予防対策として特に減塩、野菜摂取の向上、肥満予防の啓発に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	51	-	-	-	-	-	-	-	369	-	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表7-(1)-ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	-	-	-	-	-	-
病態別運動指導	-	-	-	-	-	-

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7-(1)-イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
-	-	-	-	-

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7-(1)-ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
-	-	-	-	-

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7-(1)-エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
-	-	-

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談 食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	46	52	-	-	-
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)	
特別用途食品及び特定保健用食品について		-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	-	-	-	-	-
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-

() 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合 (特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7- (1) -オ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	4(-)	10(-)
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		10	17
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む () 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7- (1) -オ- (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- (-)	- (-)	- (-)

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7- (1) -カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ (館山) 食品衛生責任者実務講習会 ・ (鴨川) 食品衛生責任者実務講習会 	2	213

(2) 給食施設指導

管内給食施設において、より効果的な栄養管理と衛生管理が実践できるよう、食中毒等の予防と健康づくりの推進に重点を置き、個別指導・集団指導を実施した。

給食施設状況

表7- (2) 給食施設状況 (単位: 件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師 のいる 施設		調理師 のいな い施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
105	27	33	24	53	32	22	25	32	1	24	89	257	16	100	87

ア 給食施設指導状況

表7- (2) -ア 給食施設指導状況 (単位: 件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300食 以上 又は 1日750食 以上	1回100食 以上 又は 1日250食 以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	47	7	21	19
		その他指導施設数	248	32	139	77
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-
集団指導	給食管理指導	回数	-	1	1	1
		延施設数	105	13	55	37
	喫食者への 栄養運動指導	回数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	105	47	27	13	24	6	22	12	32	16	
指定 施設 ①	計	1			1						
	学校										
	病院	1			1						
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
300食/ 750食 /日 以上 (指 定施 設を 除く) ②	計	12	7	9	6	2	1			1	
	学校	6	5	6	5						
	病院	2		1		1					
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設	2	1			1	1			1	
	社会福祉施設										
	事業所	1	1	1	1						
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊	1		1							
	一般給食センター										
その他											
100食/ 250食 /日 以上 (①, ②除 く)	計	54	21	10	3	18	5	10	4	16	9
	学校	3	1					2	1	1	1
	病院	9		3		6					
	介護老人保健施設	7	3	1	1	6	2				
	介護医療院										
	老人福祉施設	13	4	5	1	6	3	2			
	児童福祉施設	14	9					1	1	13	8
	社会福祉施設	4	2	1	1			2	1	1	
	事業所	2						1		1	
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他	2	1					2	1			
その 他の 給食 施設	計	38	19	8	4	3		12	8	15	7
	学校	4	1	2	1			1		1	
	病院	4		2		2					
	介護老人保健施設										
	介護医療院	1		1							
	老人福祉施設	7	5	2	2	1		4	3		
	児童福祉施設	14	8	1	1			3	3	10	4
	社会福祉施設	3	3					2	2	1	1
	事業所	3	2					1		2	2
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊	1						1			
	一般給食センター										
その他	1								1		

※施設に出向き個別指導した施設数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7－（2）－ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	4	3	45
指導数	4	3	45

エ 給食施設集団指導

表7－（2）－エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設管理者・従事者研修会 （郵送による施設研修資料の送付）	令和3年 7月19日（月）	給食施設管理者・従事者 （105施設）	-	<送付資料> ・食品衛生について ・食品衛生法の改正に伴う営業届出制度の創設及び営業許可制度の見直しについて ・食品衛生のしおり ・令和2年度給食施設栄養管理状況報告書の結果について

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7－（3）－ア 健康ちば協力店登録状況

3年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数※	
1	-	136	3

※ 令和2年度の登録要件改正により、令和3年9月30日をもって自動的に登録終了となった件数を含む。

表7－（3）－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	4	4	7	7	7	-	-
集団指導	2	213	2	136	136	2	2635
合計	6	217	9	143	143	2	2635

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び 加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
安房保健所管内食生活改善協議会	156	①総会・役員会 ②食生活改善協議会 リーダー研修会（1回）	①会の運営への助言（総会・役員会） ②研修会への支援	186
安房保健所管内栄養士会	122	①総会・役員会 ②部会別研修会（6部会） ③安房食の連携プロジェクト運営会議	①③会の運営への助言（総会・役員会・安房食の連携プロジェクト運営会議） ②研修会への支援	147

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
長狭学園学校保健体育委員会	令和3年9月24日（金） （書面開催）	長狭学園学校保健体育委員会委員	11	・定期健康診断の結果 ・新体力テストの結果 ・いきいき長狭っ子生活習慣チェックの結果 ・学校保健の取り組み
鴨川市健康づくり推進協議会	令和3年9月30日（木） （書面審議）	鴨川市健康づくり推進協議会委員	20	・鴨川市健康づくり推進事業について ・令和2年度保健事業実施状況
鴨川市立鴨川中学校区学校保健委員会	令和4年1月26日（水） （書面開催）	鴨川市立鴨川中学校区学校保健委員会委員	60	・健康面について ・体力面について ・「姿勢に関するアンケート（児童生徒）」の実施について
南房総市健康づくり推進協議会	令和4年2月10日（木） （書面開催）	南房総市健康づくり推進協議会委員	10	・南房総市健康づくり推進計画の中間見直しについて

表7－(5)－イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
安房保健所管内行政栄養士業務 連絡研究会	3	18	<ul style="list-style-type: none"> ・業務検討 「災害時の栄養・食生活支援について」 ①「千葉県災害時保健活動ガイドライン」 及び「大規模災害時の栄養・食生活支 援ガイドライン」から学ぶ各フェーズ における支援活動 ②令和元年房総半島台風（15号）にお ける各市町の支援活動の振り返りとタ イムラインの作成 ③各市町における大規模災害発生時の栄 養・食生活支援活動タイムラインの作 成 ・情報交換 「コロナ禍における事業の実施につい て」等

○市町村（在宅）栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7－(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和元年度	44	22	50.0	65	16	20
令和2年度	40	26	65.0	70	25	24
令和3年度	33	20	60.6	63	9	11

8 歯科保健事業

難病及び障害のある方等に対し、歯・口腔内の健康の維持増進を図り、噛む・飲み込むことへの支援を目的に講演会等を実施している。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
—	—	—	—	—

(2) その他（各保健所の独自事業）

表8－(2) その他（各保健所の独自事業）

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
—	—	—	—	—

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

法律に基づき、入院・退院・報告等の入退院事務を行った。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護入院届(家族等の同意)	応急入院届	医療保護入院届の退院届	措置症状消退届	措置入院定期病状報告書	医療保護入院定期病状報告	その他
令和元年度	262	—	247	6	—	199	3
令和2年度	235	—	227	2	—	202	1
令和3年度	265	—	273	8	1	200	3

※ その他は、転院許可申請(3)件、仮退院申請(0)件、再入院届(0)件の合計

(2) 措置入院関係

法に基づく申請、通報等があった者について、調査の上、精神保健指定医の診察を実施し、適正な医療及び保護を行う。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・ 通報 届出 件数	診療の 必要が ないと 認めた 者	法第27条の診察を 受けた者			法第29条の2の診察を 受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第29 条の2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
令和元年度	19	10	6	1	-	3	-	2	-	-	1
令和2年度	13	8	4	-	-	2	-	1	-	-	1
令和3年度	22	12	8	1	-	5	-	1	-	-	2
法第22条 一般人からの申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第23条 警察官からの通報	6	1	4	-	-	4	-	1	-	-	2
法第24条 検察官からの通報	6	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-
法第25条 保護観察所の長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条 矯正施設の長からの通報	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－（2）－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年度 結果	病名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F2	F3	F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10							
令和元年度		6	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度		4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度		9	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
診察 実施	要措置	8	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	不要措置	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- ※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 1名
 2 緊急措置入院中に措置解除措置解除となった者 0名
 3 その他には病名不詳を含む。
 4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－（2）－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和4年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和元年度	6	6	-	-	-
令和2年度	4	4	-	-	-
令和3年度	2	2	-	-	-

表9－（2）－エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和4年3月31日現在）

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	1	1	—	—	—	—	—	1	—	1
訪問	7	6	1	—	—	2	2	3	—	16
電話	17	15	2	—	1	6	5	5	—	195

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

法の規定により、精神保健指定医による診察の結果精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療保護を図る上で著しく支障がある者であつて、法に規定する家族等の同意がある時は、指定病院に移送し精神障害者の医療及び保護を図る。

表9－（3）医療保護入院のための移送処理状況

（単位：件）

年 度 \ 区 分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和元年度	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和3年度	—	—	—

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

医療や社会参加等に関する相談及び訪問指導を実施する。

表9－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
毎月 第1 火曜日	13：30～15：00	安房保健所（健康福祉センター）
毎月 第3 水曜日	15：30～17：00	
毎月 第4 火曜日	14：30～16：00	
偶数月 第2 水曜日	14：00～16：00	鴨川地域保健センター
奇数月 第4 火曜日	14：00～16：00	

表9－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和元年度	88	56	32	—	3	15	47	21	2	485
令和2年度	85	57	28	—	2	9	53	20	1	200
令和3年度	78	51	27	—	0	15	44	19	0	180
館山市	36	22	14	—	0	6	20	10	0	68
鴨川市	18	16	2	—	0	4	11	3	0	46
南房総市	16	7	9	—	0	3	9	4	0	49
鋸南町	3	1	2	—	0	1	1	1	0	6
管外・不明	5	5	0	—	0	1	3	1	0	11
相談	30	16	14	—	0	7	14	9	0	51
訪問	48	35	13	—	0	8	30	10	0	129

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区分	計	男性	女性	不明
電話	1046	632	413	1
メール	—	—	—	—

表9－(4)－エ 相談の種別(延数) (単位:件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診察に 関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和元年度		485	164	14	231	43	12	—	—	—	—	11	7	1	—	2
令和2年度		200	49	—	137	6	4	2	—	—	—	1	—	1	—	—
令和3年度		180	73	3	77	11	9	—	—	1	—	—	—	1	5	—
相談	計	51	29	1	13	4	1	—	—	1	—	—	—	—	2	—
	男	26	16	1	6	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	女	25	13	—	7	3	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訪問	計	129	44	2	64	7	8	—	—	—	—	—	—	1	3	—
	男	88	31	2	43	4	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女	41	13	—	21	3	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—
	不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表9－(4)－オ 援助の内容(延数) (単位:件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和元年度	487	33	63	161	6	64	144	16
令和2年度	201	8	18	95	2	22	47	9
令和3年度	180	18	39	52	2	12	34	23

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位:件)

	支援計画対象者	支援計画に基づく支援者		
		本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者
合計	—	—	—	—
館山市	—	—	—	—
鳴川市	—	—	—	—
南房総市	—	—	—	—
鋸南町	—	—	—	—

(5) 精神障害者社会復帰関係

デイケアクラブ等を実施し、精神障害者の社会復帰の促進を目指すことを目的に取り組んでいたが、令和元年度より廃止となっている。

表9－(5)－ア 当事者支援の実施状況

(単位：人)

区分 年度	開催回数	参加者					
		実人員			延人員		
		計	男	女	計	男	女
令和元年度	-	-	-	-	-	-	
令和2年度	-	-	-	-	-	-	
令和3年度	-	-	-	-	-	-	

(6) 地域精神保健福祉関係

関係機関同士のネットワークの構築や地域住人を対象とした啓発活動を実施する。

表9-(6)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
-	-	-	-

表9-(6)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数(件)	延件数(件)	
断酒学級	月1回	8	25	講義・ミーティング等

表9-(6)-ウ 組織育成 (単位:件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	2	-	-	2

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

医療観察法に関わる会議に参加し、対象者の処遇に関わる必要な情報を共有する。

表9-(7) 医療観察法に係る会議への参加 (単位:件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	2	3	-

・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所(健康福祉センター)においても各種会議への参加等が求められている。

・「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治療を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10-（1）肝炎治療特別促進事業受給者状況（単位：人）

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和元年度	51	1	27
令和2年度	61	—	11
令和3年度	61	—	11
館山市	19	—	6
鴨川市	13	—	3
南房総市	26	—	2
鋸南町	3	—	—

1 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表 1 1 - (1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

年度・市町村 \ 治療	肝がん	重度肝硬変	総数
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
館山市	0	0	0
鴨川市	0	0	0
南房総市	0	0	0
鋸南町	0	0	0

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の 56 疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338 疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

年度・市町村別 疾患名 下段：重症(内数)	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	館 山 市	鴨 川 市	南 房 総 市	鋸 南 町
総 数	0	0	0	0	0	0	0
スモン	-	-	-	-	-	-	-
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	-	-	-	-	-	-
重症急性膵炎	-	-	-	-	-	-	-
プリオン病	-	-	-	-	-	-	-

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位 : 件)

年 度 ・ 市 別 疾 患 名	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	館 山 市	鴨 川 市	南 房 総 市	鋸 南 町
総 数	1, 076	1, 162	1, 158	415	324	347	72
1 球脊髄性筋萎縮症	1	1	1	-	-	1	-
2 筋萎縮性側索硬化症	7	10	12	2	6	3	1
3 脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	-	-	-
5 進行性核上性麻痺	14	12	14	1	2	10	1
6 パーキンソン病	180	176	172	60	42	60	10
7 大脳皮質基底核変性症	3	2	2	1	-	1	-
8 ハンチントン病	2	3	3	1	1	1	-
10 シャルコー・マリー・トゥース病	2	2	1	-	1	-	-
11 重症筋無力症	27	33	34	10	13	8	3
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	19	19	20	7	2	9	2
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	5	6	6	2	1	3	-
15 封入体筋炎	1	1	3	-	2	-	1
17 多系統萎縮症	12	12	9	2	1	5	1
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	18	18	19	12	3	3	1
21 ミトコンドリア病	2	4	3	2	1	-	-
22 もやもや病	5	7	6	2	3	1	-
26 HTLV-1 関連脊髄症	1	1	1	-	-	1	-
28 全身性アミロイドーシス	7	8	9	3	5	1	-

34	神経線維腫症	8	8	8	3	4	1	-
35	天疱瘡	5	5	4	-	1	2	1
37	膿疱性乾癬（汎発型）	1	-	-	-	-	-	-
39	中毒性表皮壊死症	-	-	1	-	1	-	-
40	高安動脈炎	3	3	3	2	1	-	-
41	巨細胞性動脈炎	3	6	7	2	2	3	-
42	結節性多発動脈炎	1	1	1	1	-	-	-
43	顕微鏡的多発血管炎	16	16	16	4	4	5	3
44	多発血管炎性肉芽腫症	10	9	9	3	3	3	-
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	2	4	-	2	2	-
46	悪性関節リウマチ	12	12	9	5	2	1	1
47	バージャー病	3	3	2	-	1	1	-
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-	1	2	1	1	-	-
49	全身性エリテマトーデス	85	88	84	34	23	23	4
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	29	28	27	8	9	7	3
51	全身性強皮症	47	48	42	17	8	14	3
52	混合性結合組織病	10	9	11	3	5	3	-
53	シェーグレン症候群	9	10	10	1	1	5	3
54	成人スチル病	5	6	5	4	-	1	-
55	再発性多発軟骨炎	2	2	2	-	-	1	1
56	ベーチェット病	20	22	17	6	5	5	1
57	特発性拡張型心筋症	22	20	20	11	6	1	2
58	肥大型心筋症	2	3	1	-	-	1	-
60	再生不良性貧血	5	5	9	3	3	3	-

61	自己免疫性溶血性貧血	-	-	2	2	-	-	-
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	-	1	1	-	1	-	-
63	特発性血小板減少性紫斑病	12	14	16	6	4	5	1
64	血栓性血小板減少性紫斑病	-	-	1	-	-	1	-
65	原発性免疫不全症候群	1	1	1	-	1	-	-
66	IgA 腎症	7	13	14	5	5	4	0
67	多発性嚢胞腎	11	12	12	3	5	3	1
68	黄色靱帯骨化症	15	17	16	2	5	7	2
69	後縦靱帯骨化症	65	75	63	27	14	17	5
70	広範脊柱管狭窄症	3	3	5	1	2	2	-
71	特発性大腿骨頭壊死症	26	29	28	14	5	7	2
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1	2	2	-	-	2	-
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1	1	1	-	-	1	-
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	4	4	1	1	-	-	-
75	クッシング病	1	1	1	-	-	1	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	6	5	5	2	1	1	1
78	下垂体前葉機能低下症	20	24	27	12	8	7	-
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	1	1	-	-	-
84	サルコイドーシス	22	26	25	10	8	6	1
85	特発性間質性肺炎	26	32	36	12	10	11	3
86	肺動脈性肺高血圧症	8	7	6	1	4	1	-
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	3	3	2	-	1	-
90	網膜色素変性症	28	26	27	8	10	8	1
93	原発性胆汁性胆管炎	11	11	11	5	3	2	1

94	原発性硬化性胆管炎	1	1	1	-	-	1	-
95	自己免疫性肝炎	6	8	10	4	3	3	-
96	クローン病	31	35	38	13	14	10	1
97	潰瘍性大腸炎	101	117	113	47	31	31	4
98	好酸球性消化管疾患	1	1	2	1	-	1	-
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1	1	1	-	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	1	1	1	-	-	1	-
113	筋ジストロフィー	5	7	9	2	4	3	-
117	脊髄空洞症	-	-	1	-	1	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	-	2	2	1	1	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	-	1	-	-	1	-
127	前頭側頭葉変性症	2	1	2	-	-	1	1
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1	1	1	-	1	-	-
145	ウエスト症候群	-	-	1	1	-	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	3	3	1	-	2	-
163	特発性後天性全身性無汗症	-	1	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	1	1	1	-	1	-	-
171	ウィルソン病	1	1	1	-	-	1	-
189	無脾症候群	1	1	1	-	-	1	-
194	ソトス症候群	1	1	1	-	1	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	4	4	3	-	-	1	2
222	一次性ネフローゼ症候群	7	9	7	5	2	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	4	4	2	1	-	1	-
230	肺胞低換気症候群	1	1	1	-	1	-	-

238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1	1	1	-	1	-	-
266	家族性地中海熱	2	2	2	1	-	1	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	-	1	-	1	-	-
271	強直性脊椎炎	14	14	12	4	3	4	1
283	後天性赤芽球癆	2	2	2	-	1	1	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	1	-	-	1	-
296	胆道閉鎖症	-	1	1	-	-	-	1
300	I g G 4 関連疾患	-	-	3	1	1	1	-
302	レーベル遺伝性視神経症	1	2	2	-	2	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	6	7	15	4	4	5	2

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町
令和元年度	2	1	1	-	-
令和2年度	2	1	1	-	-
令和3年度	2	1	1	-	-

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人数	回数	実人員	延人員
令和元年度	3	10	5	10
令和2年度	1	2	1	2
令和3年度	2	11	3	11

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

年度 \ 区分	実施日	主な内容	職種	人数
令和元年度	4月23日	事例検討	訪問相談員、保健所保健師	8人
令和元年度	11月5日	講演「神経筋疾患の呼吸管理と在宅ケア」～難病患者の災害に備えての準備と災害時の支援について～ *公益財団法人千葉ヘルス財団と共催	訪問相談員、事業所職員等	22人
令和2年度		実施なし		
令和3年度		実施なし		

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
				新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止	

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総数	44	5	25
筋萎縮性側索硬化症	9	3	14
脊髄性筋萎縮症	1	-	-
パーキンソン病	12	-	1

重症筋無力症	-	1	3
多発性硬化症／視神経脊髄炎	1	-	1
多系統萎縮症	3	-	-
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	4	1	1
もやもや病	1	-	-
悪性関節リウマチ	2	-	-
全身性強皮症	-	-	1
特発性拡張型心筋症	-	-	1
再生不良性貧血	-	-	1
黄色靭帯骨化症	1	-	-
後縦靭帯骨化症	2	-	-
下垂体前葉機能低下症	-	-	1
サルコイドーシス	3	-	-
特発性間質性肺炎	1	-	1
肺動脈性肺高血圧症	1	-	-
網膜色素変性症	1	-	-
潰瘍性大腸炎	1	-	-
急速進行性糸球体腎炎	1	-	-

オ 訪問診療等事業

表12-(4) -オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表12-(4)-カ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談者数(延)	1078	66	373
申請等	692	54	365
医療	115	5	3
家庭看護	103	3	-
福祉制度	20	2	-
就労	2	2	-
就学	-	-	-
食事・栄養	-	-	-
歯科	-	-	-
その他	146	-	5

キ 難病対策地域協議会

表12-(4)-キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員(職種)	延人数	内 容
令和4年3月14日(月)～3月28日(月)	安房管内の難病患者への支援体制の整備	神経内科医、在宅医療担当医、訪問看護師、地域包括支援センター、ケアマネジャー連絡協議会、地域難病相談支援センター、市町職員	20人	(1)管内における難病患者の現状について (2)難病患者の災害対策について (3)安房地域難病相談支援センターの取り組みについて *新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催。

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	21	4	17	—	—	—
令和2年度	60	—	60	—	—	—
令和3年度	6	—	6	—	—	—

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	—	—	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—

1 4 市町村支援

(1) 市町村への支援状況

表 1 4 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
南房総市	南房総市地域ケア チーム会議	1	精	地域課題の検討等			
鋸南町	鋸南町障害者介護 給付費等審査会	3	精	障害者総合支援法に基 づく審査判定等			

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）